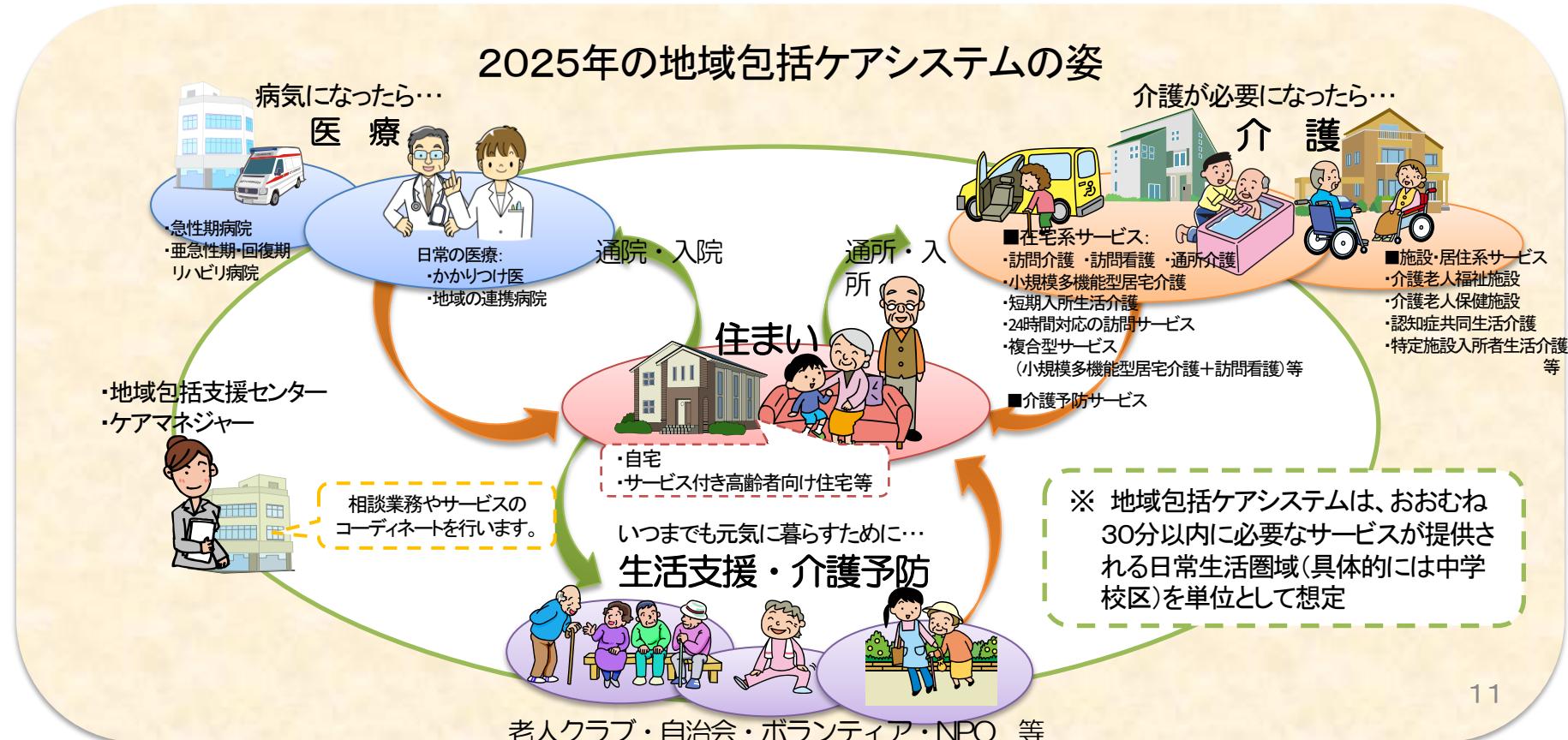


3. 地域包括ケアシステムと 市町村(保険者の役割)について

- ① 介護の将来像(地域包括ケアシステム)
- ② 地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを
実現するための市町村の取組

介護の将来像(地域包括ケアシステム)

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や、都道府県が、**地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



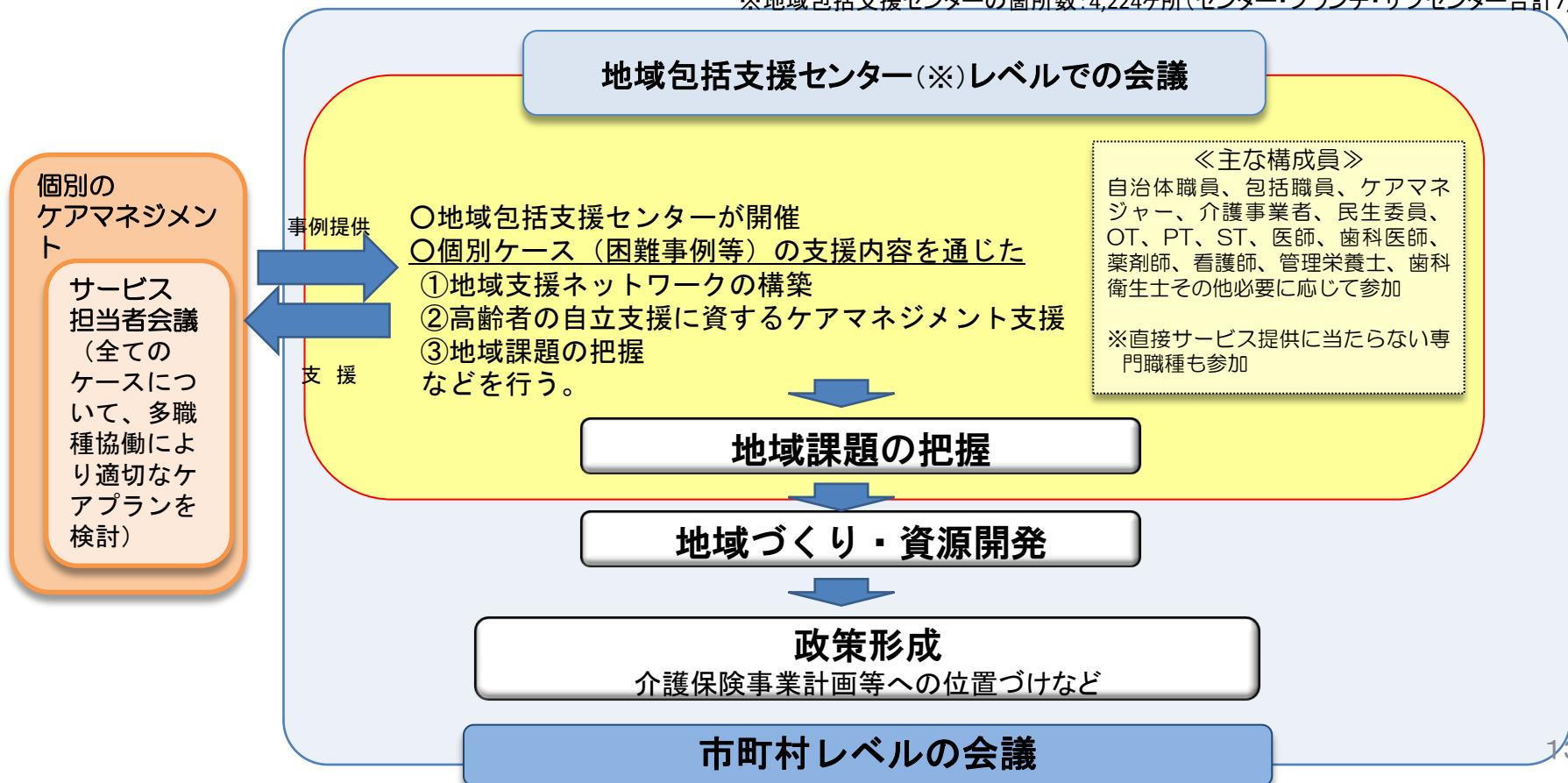
地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを 実現するための市町村の取組

- ① 地域ケア会議の開催
 - ② 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)
 - ③ 介護保険事業計画と保険者機能
 - ④ 地方公共団体が条例で定める指定基準
 - ⑤ 「見える化」の推進
 - 介護予防Webアトラスについて
 - 介護保険総合データベースについて
 - ⑥ 介護相談員の推進
- (参考)市町村介護予防強化推進事業(予防モデル事業)

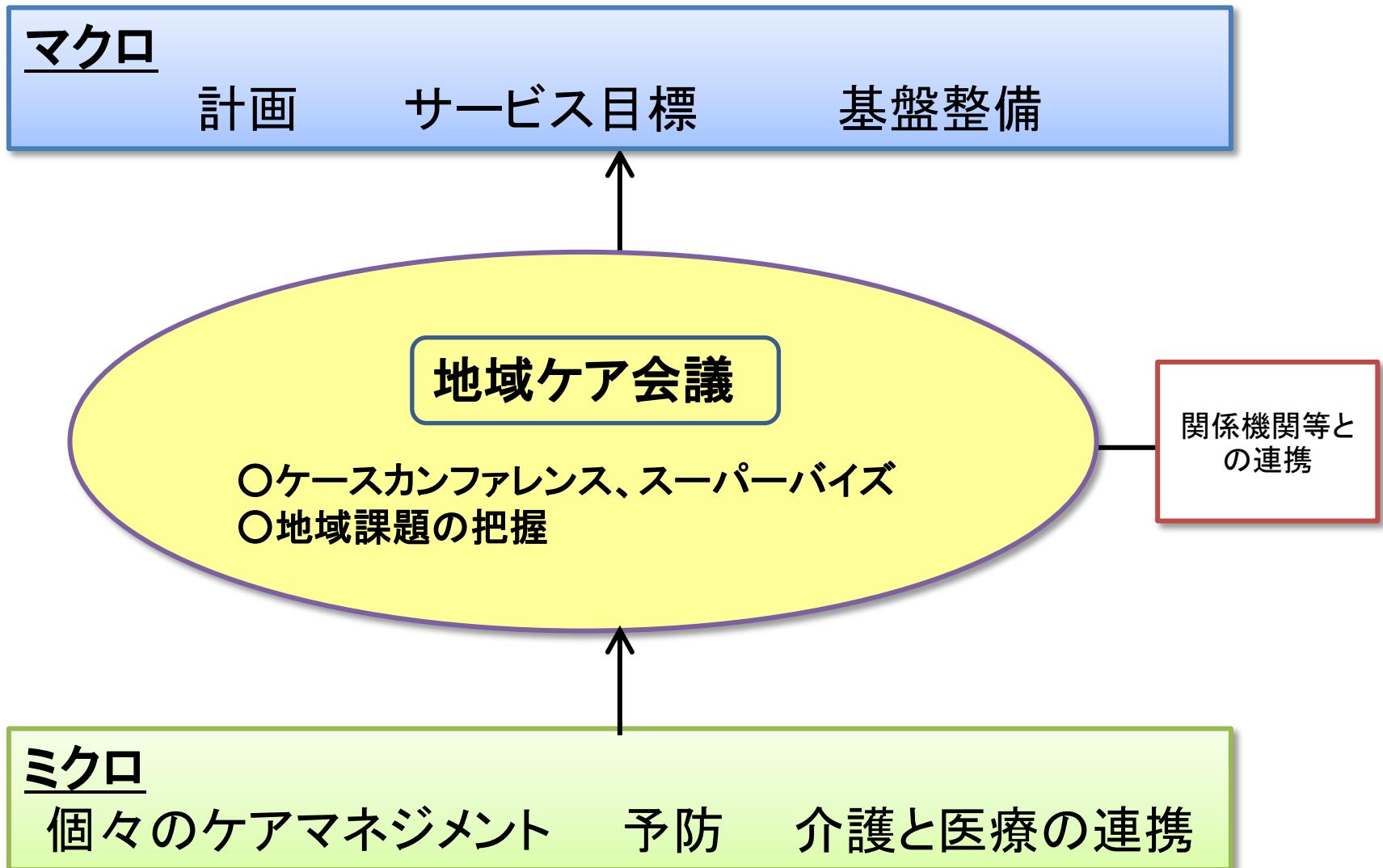
「地域ケア会議」について

- 地域包括ケアシステムの構築のためには、①高齢者個人に対する支援の充実と、②それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく必要がある。
- 地域ケア会議は、それを実現するためのツール。具体的には、
 - ・ 多職種の第三者による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の在宅生活の限界点を引き上げ、
 - ・ また、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより、地域課題を把握し、
 - ・ 地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる、
- 個別ケースを検討する会議は、主に地域包括支援センターが開催。
一方、地域づくりや政策形成等につなげる会議は市町村が開催。

※地域包括支援センターの箇所数：4,224ヶ所（センター・ブランチ・サブセンター合計7,173ヶ所）

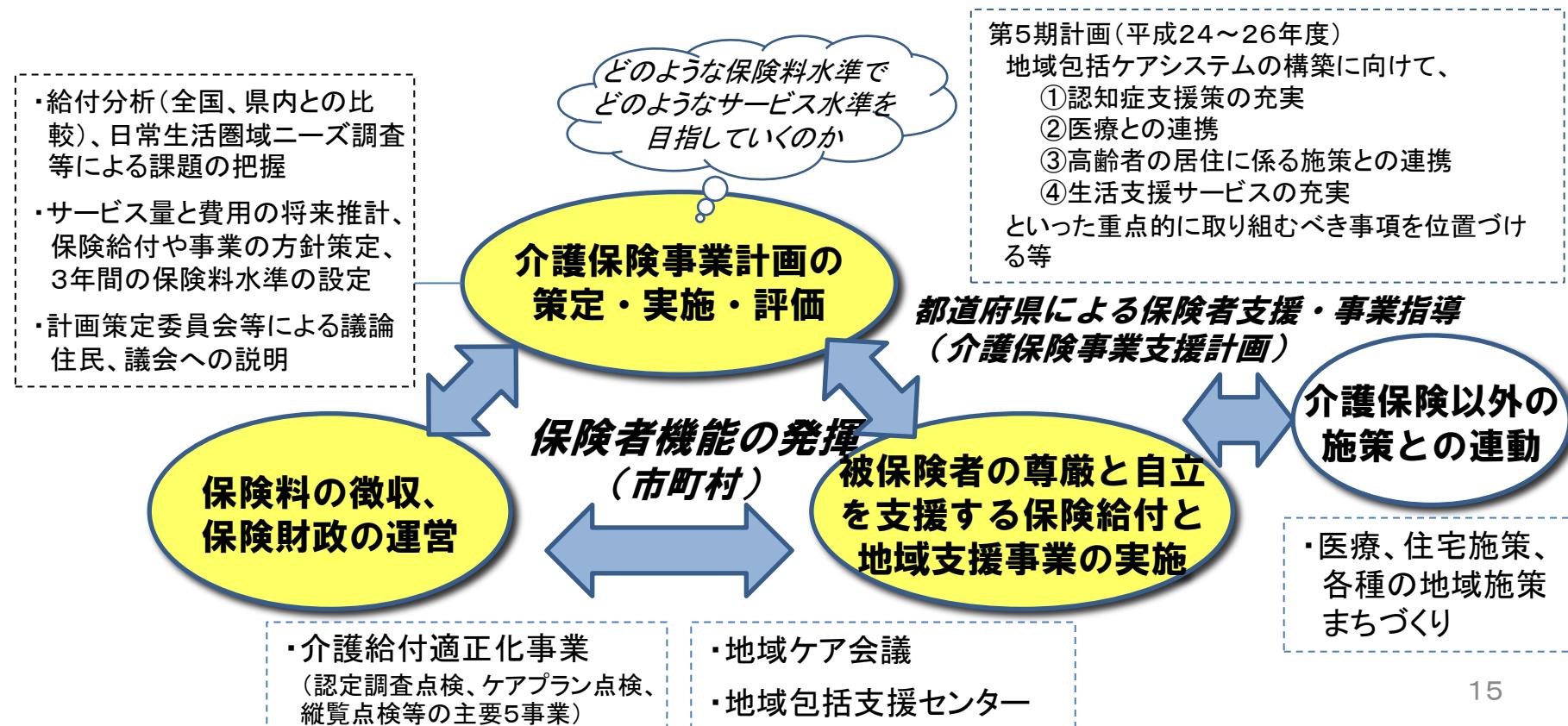


「ミクロ」(個別ケース)と「マクロ」(介護保険事業計画・基盤整備) をつなぐ地域ケア会議のイメージ



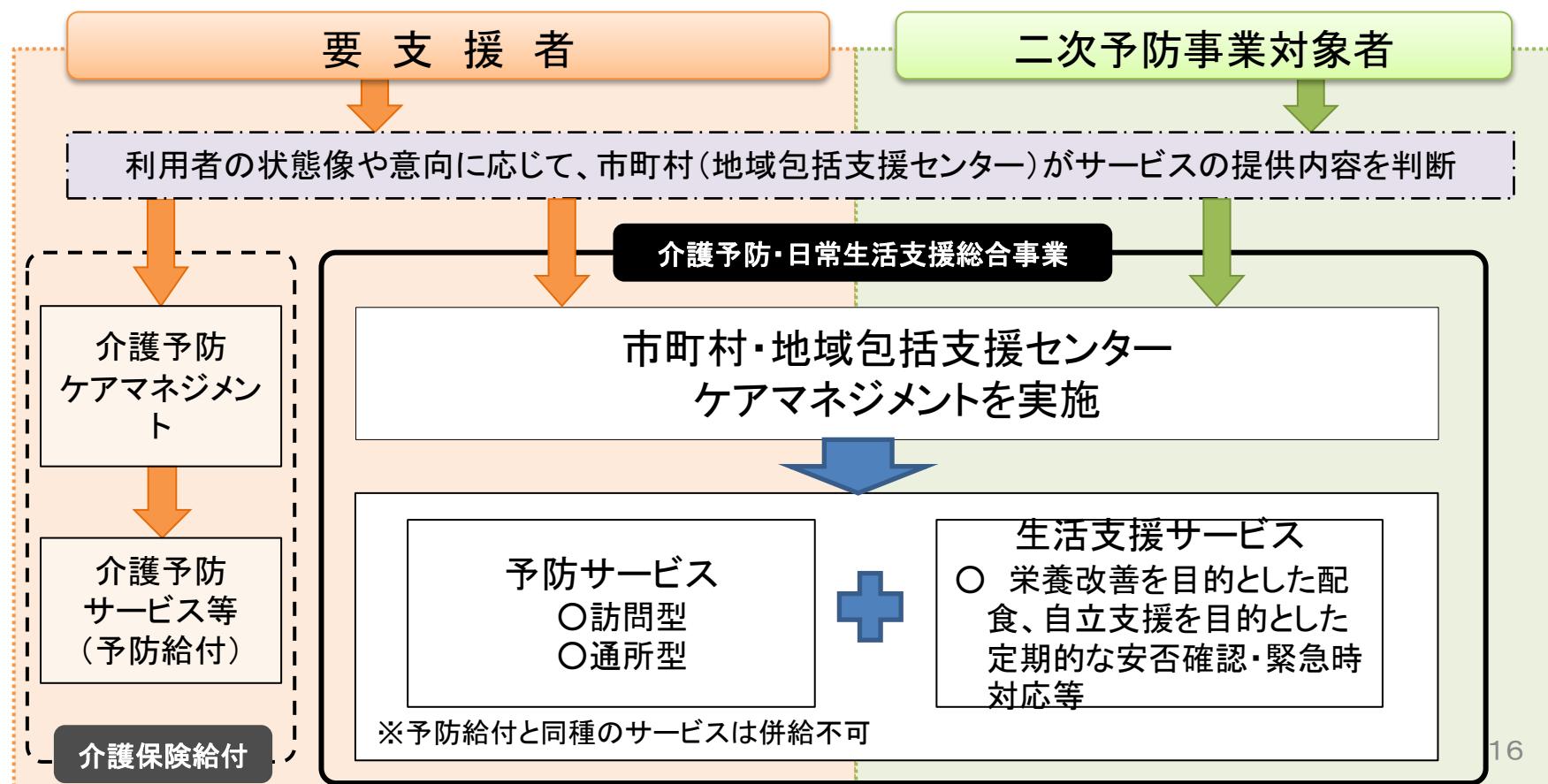
介護保険事業(支援)計画と保険者機能

- 介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度。
- 保険者の役割は、介護保険法の目的に沿って、共同連帯の仕組みである介護保険を運営すること。
どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指していくのか、保険者機能の発揮が求められている。
- このため、保険者は、給付分析やニーズ調査などにより課題を把握し、住民や関係者の意見を踏まえて、3年ごとの「介護保険事業計画」を策定・実施する。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、平成24年度からの第5期計画の着実な推進と、平成27年度からの第6期計画の策定に向けた準備に取り組む。都道府県においては、保険者支援等を推進。



介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)

- 市町村の選択により、地域支援事業において要支援者・2次予防事業対象者(要介護状態等となるおそれのある高齢者)向
けの介護予防・日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる事業を創設(平成24年4月～)
- 同事業の導入により、多様なマンパワーや社会資源の活用等が図られ、地域の創意工夫を活かした取組の推進が期待さ
れる。
(例)
 - ・ 要支援と自立を行き来するような高齢者には、総合的で切れ目のないサービスを提供
 - ・ 虚弱・ひきこもりなど介護保険利用につながらない高齢者には、円滑にサービスを導入
 - ・ 自立や社会参加意欲の高い人には、社会参加や活動の場を提供
- 平成24年度では、27保険者(市町村等)が実施。(第五期介護保険事業計画期間では約200弱の保険者が実施予定)



介護予防・日常生活支援総合事業の取組

山梨県北杜市

■インフォーマルな支援を組合せ、地域で支え合う体制のもとに実施

- 地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすため医療や介護、介護保険外サービスを含めた様々なサービスを日常生活の場に用意するきっかけに平成24年度より実施
- 利用者の視点に立った柔軟な対応、地域活力の向上に向けた取組、地域包括ケアの実現に向けた取組を目指す。

人口 約49,000人
高齢化率 30.1%
(2012年4月1日現在)

通所型予防サービス(ふれあい処北杜)

○運営(8か所)

NPO、社協、地区組織、JA、介護事業所

○内容

交流、会話、趣味、事業所の特性を生かした活動(週1~2回)

○スタッフは1~2名。他はボランティア。

○ケアマネジメント

北杜市地域包括支援センターが実施

○地域の人が誰でも気軽に立ち寄れる場所

※地域支え合い体制づくり事業で整備

生活支援サービス

○ 内容

- ・配食+安否確認(緊急連絡を含む)
- ・弁当業者等が配食の際、利用者に声かけ
- ・異常があった時の連絡義務づけ
- ・弁当業者、ボランティア、NPO等が連携(5か所の事業者が参入)

